

建設業法施行令第二十七条の六の規定により、建設機械施工の種目について、精神上及び身体上の欠陥を指定する件

[昭和35年10月13日建設省告示第2208号]

改正 昭和56年 3月 2日建設省告示第 302号

同 63年 6月 6日同 第1320号

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の六の規定により、次の表の上欄に掲げる種目について、同表の下欄に掲げる精神上及び身体上の欠陥を指定する。

建設機械施工	視力（万国式試視力表により検査した視力で矯正視力を含む。）が両眼で0.5に達しないこと又は一眼が見えないものについては、他眼の視野が左右百五十度、視力が0.5に達しないこと。 青色、黄色及び赤色の見分けができないこと。 両耳の聴力損失が60デシベル以上のもの又は一側耳の聴力損失が80デシベル以上、他側耳の聴力損失が40デシベル以上のもの。 口がきけないこと。 精神病、精神薄弱又はてんかん アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒
--------	--

附 則 [昭和六三年六月六日建設省告示第一三二〇号]

この告示は、昭和六十三年六月六日から施行する。